

数は力！ あなたのまわりの業者の方を民商にご紹介下さい！

名古屋北部民商ニュース

発行：2015年3月30日(月)

No. 131

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

統一行動を開催 13名が参加

3月22日(日)午前、統一行動を行いました。今回は、共済会未加入者に対して加入を勧めるために、各支部に分かれて会員訪問をしました。北区からは、楠支部の森さん、黒川支部の加藤さん、平安支部の大谷さんと内藤さんが。西区からは、西支部の岩田さん、山田支部の加納さんが。守山区からは、守山西支部の安藤会長と和賀井さん、守山東支部の島本さんが参加。事務局員3名と、県連から豊田事務局次長も加わって、計13名で統一行動を実施しました。



民商事務所3階に集まって打ち合わせをしたのち、4組に分かれて共済会未加入者を中心に会員訪問。共済会についての説明をすると、「そういえば十何年前にお母さんがお見舞金をもらったよ」という返事が。共済会は保険ではなく、民商の理念でもある「助け合い」によって運営されていると話すと、「加入するかどうか相談してみるね」と前向きな答えをもらうことができました。また、この日は守山区と北区で他民商から紹介を受けた会員さんのもとを訪問。場所の把握と、「よろしくおねがいします」とあいさつをすることができました。

消費税は中小業者の営業破壊税です



ひとたび消費税の課税業者となれば、消費税分を受け取っていかなくても課税売上の8%が消費税相当額とみなされます。ここから仕入れや経費にかかった消費税を差し引いた残額が納付すべき税額となり、これは

赤字でもかかります。

消費税は価格転嫁を「予定」しているにすぎません。中小業者は納税を義務付けられる一方で、消費税を価格に上乗せ(転嫁)できなければ、身銭を切って払わなければならない事実上の「直接税(税金を納めるように義務付けられた者と、その税金を実質的に負担する者と同じである税金のこと)」です。消費税がもらえるかももらえないかは、取引の力関係で決まります。消費税分を転嫁できないのは、売り上げ規模が小さい小規模業者ほど比率が高く、1000~15000万円層では6%にも上っています。納税のために煩雑な帳簿の整理や納税事務を強要され、人件費にかけられることから「人头税(収入の有無にかかわらず、一人いくらの割でかける税のこと)」であり、営業破壊税です。

また、記帳の不備などを理由に、仕入れ・経費にかかった消費税額の控除を税務署の勝手な裁量で否認し、売り上げに丸々8%の消費税を課税する、超権力的な税務行政の手段にされています。売り上げが少ない免税業者も仕入れや経費で負担した消費税分を転嫁できなければ利益が減少することになります。

名古屋北部民商では、状況に応じて納税猶予・分納の相談や集団申請を行っています。消費税の納付でお悩みの方は、早めにご連絡ください。役員を交えて相談に乗ります。

名古屋市の国民健康保険料が下がります

名古屋市は、2015年度の国民健康保険料を一人当たり平均3213円に引き下げます。

今回引下げとなった要因は、国が新年度から保険者支援制度を拡充したことと、保険財政共同安定化事業の改変により名古屋市に戻ってくる交付金が増えたことがあげられます。前者の保険者支援制度の拡充では、国が約1700億円を投入したことにより実現しました。財源は消費税ですが、国保料負担が重いという声に押されての実現です。後者の保険財政共同安定化事業の改変では、名古屋市に戻ってくる交付金を保険料削減に充てることにより、一般会計繰越金を削減せずに保険料賦課総額を減らすことで国保料を下げる結果となりました。

「保険料が高すぎて払えない」という声は依然として多く聞かれますが、今回の国保料引下げは名古屋市内の民商と市民の粘り強い運動の成果です。

また、低所得者の法定減額の適用判定基準が変わったことにより、国保料が5割、2割軽減の対象世帯が約2500世帯広がります。しかし、法定減額世帯が対象となる市独自の国保料軽減制度は自ら申請しないと受けられず、この制度の適用はわずか2割にとどまっています。2月の議会では、お知らせにわかりやすい案内を同封することと、国保料軽減制度の適用を3割まで上げたいという答弁がなされました。



割まで上げたいという答弁がなされました。

今後もより一層運動を広げ、社会保障制度の拡充を求め声を上げ続けていきましょう。

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月15日集金 月末100%集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。